

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

ページ

○准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則 (医療整備課) 一  
○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 ( ) 同 ( ) 三

## 規 則

准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十八号

准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例（平成二十年宮城県条例第六十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(准看護師再教育研修修了登録証の書換交付申請)

第二条 条例第二条の規定により准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請しようとする者は、准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 准看護師免許証の写し

二 准看護師再教育研修修了登録証

(准看護師再教育研修修了登録証の再交付申請)

第三条 条例第三条の規定により准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請しようとする者は、

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書（様式第二号）に准看護師免許証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

2 准看護師再教育研修修了登録証を破り、又は汚したことにより准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請するときは、前項の申請書にその准看護師再教育研修修了登録証を添付しなければならない。

3 准看護師再教育研修修了登録証を失ったことにより准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請するときは、第一項の申請書に失ったことを証する書類を添付しなければならない。

(准看護師再教育研修修了登録証の返納)

第四条 准看護師再教育研修修了登録証を受けた准看護師は、准看護師再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失った准看護師再教育研修修了登録証を発見したときは、五日以内に、これを知事に返納しなければならない。

2 前項の規定による准看護師再教育研修修了登録証の返納は、様式第三号によらなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収入証紙

准看護師再教育研修了登録証書換交付申請書

- 1 准看護師籍登録番号
- 2 准看護師籍登録年月日
- 3 変更を生じた事項  
変更前  
変更後
- 4 変更の事由

上記により、関係書類を添えて准看護師再教育研修了登録証の書換交付を申請します。

年 月 日

住所

氏名

(本人の署名又は記名押印)

宮城県知事

殿

備考

准看護師免許証の写し及び准看護師再教育研修了登録証を添付すること。

収入証紙

准看護師再教育研修了登録証再交付申請書

- 1 准看護師籍登録番号
- 2 准看護師籍登録年月日
- 3 本籍
- 4 氏名及び生年月日
- 5 性別 (男・女)

上記の准看護師再教育研修了登録証を(破った・汚した・失った)ので、再交付を受けたく(准看護師再教育研修了登録証・関係書類)を添えて申請します。

年 月 日

住所

氏名

(本人の署名又は記名押印)

宮城県知事

殿

備考

- 1 ( )内の該当する文字を○印で囲むこと。
- 2 准看護師免許証の写しを添付すること。
- 3 准看護師再教育研修了登録証を破り、又は汚した場合は、その准看護師再教育研修了登録証を添付すること。
- 4 准看護師再教育研修了登録証を失った場合は、その事実を証する書類を添付すること。

様式第3号(第4条関係)

准看護師再教育研修了登録証返納書

1 登録番号

2 准看護師再教育研修了登録証を発見した日

年 月 日

上記のとおり失った准看護師再教育研修了登録証を発見したので、准看護師再教育研修了登録証を返納します。

年 月 日

住所  
氏名

(本人の署名又は記名押印)

宮城県知事

殿

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一項中、「第三条第二項」を、「第三条第三項」に、「書換え交付申請」を、「書換え交付申請」に改め、同条第二項中、「第三条第一項」を、「第三条第三項」に改め、同条第三項中、「書換え交付」を「書換え交付」に改める。

第十条中、「第十二条第二項」を、「第十二条第五項」に改める。

第十四条を第十七条とする。

第十三条中、「様式第十号」を、「様式第十三号」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条中、「様式第九号」を、「様式第十二号」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条中、「様式第八号」を、「様式第十一号」に改め、同条を第十四条とし、第十条の次に次の三  
条を加える。

(准看護師再教育研修の受講申請)

第十一条 法第十五条の二第二項に規定する准看護師再教育研修を受けようとする者は、准看護師再  
教育研修受講申請書(様式第八号)に准看護師再教育研修命令書の写しを添えて知事に提出しな  
ければならない。

(准看護師再教育研修を修了した旨の登録申請)

第十二条 法第十五条の二第四項の規定による准看護師再教育研修を修了した旨の登録申請は、様式  
第九号によらなければならない。

2 前項の登録申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 准看護師免許証の写し

二 保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を修了したことを証する書類

(准看護師再教育研修了登録証)

第十三条 法第十五条の二第五項に規定する准看護師再教育研修了登録証の様式は、様式第十号と  
する。

様式第二号中、「書換え交付」を、「書換え交付」に、「書換え申請」を、「書換え申請」に改める。

様式第十号を様式第十三号とし、様式第九号を様式第十二号とし、様式第八号を様式第十一号とし、

様式第七号の次に次の三様式を加える。

様式第8号



准看護師再教育研修受講申請書

1 准看護師籍登録番号

2 准看護師籍登録年月日

3 処分の内容

戒告  
業務停止（停止期間 年 月 日～ 年 月 日）  
免許取消（取消日 年 月 日）

4 受講准看護師再教育研修（知事が行うもの）  
集合研修期間〔1日・2日〕

上記により，知事が行う准看護師再教育研修の受講を申請します。

年 月 日

住所  
氏名

（本人の署名又は記名押印）

宮城県知事 殿

備考

- 1 { }内の該当する文字を○印で囲むこと。
- 2 准看護師再教育命令書の写しを添付すること。



准看護師再教育研修了登録申請書

- 1 准看護師籍登録番号
- 2 准看護師籍登録年月日
- 3 処分の内容
- 4 〔保健師等・准看護師〕再教育研修の開始年月日及び修了年月日  
開始年月日  
修了年月日
- 5 個別研修に係る再教育命令を受けた者については、助言指導者の氏名  
助言指導者の氏名

上記により、関係書類を添えて准看護師再教育研修了登録を申請します。

年 月 日

住所

氏名

(本人の署名又は記名押印)

宮城県知事

殿

備考

- 1 { }内の該当する文字を○印で囲むこと。
- 2 准看護師免許証の写し及び保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を修了したことを証する書類を添付すること。

准看護師再教育研修了登録証

本 籍 氏 名

年 月 日生

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)により准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録した。よってこの証を交付する。

年 月 日

宮城県知事

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。